

◎新潟県告示第381号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を平成29年3月31日から平成29年4月14日まで縦覧に供する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名
新潟県村上市岩船岸見寺町3番15号
小田 政市
新潟県村上市岩船地蔵町3番33号
脇坂 三重城
新潟県村上市岩船岸見寺町1番7号
丸山 久雄
- 2 加入区
村上市岩船港加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
新潟漁業協同組合